

年税第 33 号
平成 26 年 9 月 22 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 定臣

平成 26 年度第 3 四半期におけるセーフティネット保証 5 号(緊急保証制度)
の業種指定の取扱いについて

この度は、厚生労働省のセーフティネット保証 5 号(緊急保証制度)に係る業況調査(平成 26 年 7 月 25 日付都道府県医師会担当理事宛通知文、年税第 22 号にて依頼、無床診療所を対象)にご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、経済産業省は、9 月 12 日に、平成 26 年度第 3 四半期の「セーフティネット保証 5 号」の対象業種について、公表しましたが、医療業につきましては、「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」の 4 区分すべてについて、引き続き、対象から除外されることとなりました。

セーフティネット保証 5 号の運用につきましては、本会としまして、医療機関の経営動向を注視しつつ、今後、必要に応じて、業況調査の依頼させていただく予定です。調査実施の折には、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。